

総務環境委員会会議録

○日 時 平成26年12月8日(月) 昼食後

○場 所 第一委員会室

○協議事項

- (1) 参考人について
- (2) その他

○出席委員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

なし

○議会事務局職員

庶務係長 小澤 秀美 君

午後0時18分 開会

○委員長 それでは、お昼の時間にまことに申しわけないですが、総務環境委員会を開催したいと思います。初めに、私ちょっと今回の件で副委員長に相談もしないまま開催通知出してしましまして、大変副委員長には不愉快な思いをさせてしましまして、本当に申しわけありませんでした。今後このようなことのないようにしてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(1) 参考人について

○委員長 それでは、早速協議事項に入らせていただきますが、(1)の参考人についてということで、委員の中から、15日の総務環境委員会の中へ特別職等報酬審議会の会長さんを参考人として招いたらどうかということで意見がございましたので、委員会へ諮って皆さんの御意見を聞いて、参考人を招致するかどうかということが協議事項でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○中原輝明委員 今の話聞きゃあ、よくわかるがさ、誰から出たのか、それはっきりして説明してもらって。

○委員長 柴田委員。

○中原輝明委員 それじゃ、その人に説明してもらえばいいじゃん、その理由を。

○柴田博委員 それじゃ、いいですか。今回提案されている議員報酬の改定案についてですね、特別職報酬等審議会で検討されて、諮問に対する答えと言いますか、を市長のほうに提出されたわけですね。その中で、政務活動費のこともありますが、報酬そのものについてもどういうふうな御意見が多かったのか、そして結論としてどうなったのか。今回また、その答申とは別な形で提案はされてるわけですが、その辺のことについて、審議会の中ではどういう意見が出ているのかなどについて、やっぱり総務環境委員会での審査の際の参考にするために、そういう御意見をお伺いしたほうがいいんじゃないかというふうに思いまして、先日委員長のほうにそういうことをやるための手続きをとってほしいということをお願いをしました。以上です。

○青柳充茂委員 ちょっと聞いていい。それは、書面で出されたの。今の。

○柴田博委員 口頭です。

○青柳充茂委員 口頭。

それと、もう1個、聞いていい。さっき通知を副委員長に相談もなく出されたって委員長のお話ですが、その通知っていうのは書面ですか。俺も書面もらってない。

○委員長 皆さんのところに。

○青柳充茂委員 これ。これはきょうの。

○委員長 それじゃなくて。

○柴田博委員 来たよ。

○委員長 書状差しに入って。

○青柳充茂委員 あん中に入っていたの。俺知らないな。

○委員長 入ってる。

○柴田博委員 見てないだけじゃないの。

○委員長 ちょっと幾日だったか。どうせ送ってももうこっちへどうせ来るし、お昼休みだだっていうようなことで。通知そのものは出してありますので。

○森川雄三委員 いわゆる副委員長に相談しないで出しちゃったってだけでしょう。

○柴田博委員 そういうこと。

○青柳充茂委員 そんなのだけど、本当の話。副委員長に相談しないで出されたってのは、本当なんですか。

○委員長 本当の話。

○青柳充茂委員 わかりました。あり得ないな。

○森川雄三委員 ただ1点あれかい、これはだって俺らに出されたって、市長に出されるなら話はわかるがさ。

○柴田博委員 いきなり何を。

○森川雄三委員 提出したのは市長なんだで。

○柴田博委員 諮問、違うよ、諮問。市長だ。

○森川雄三委員 だって諮問したのは市長でさ。市長が議員提案してるだもんで、俺たちが何するだい、それを。そんなの聞いて、どうするだい。その中の賛否の。

○柴田博委員 参考にする。

○森川雄三委員 しろってこと。

○柴田博委員 そうそうそう。

○森川雄三委員 そんなことは必要ないんじゃないの。

○青柳充茂委員 必要っていうか、やっちゃいけない。ルール違反。

○柴田博委員 どうして。

○青柳充茂委員 もしそういうことであれば、市民の皆さんから、例えば陳情とかね、請願って形で出てきていて、それを審議するところに呼ぶっていうのは、ルール上も全然問題ないと思いますけども、今回陳情も請願も出てないのでこの件に関して。何かあった。

○委員長 ないね。

○青柳充茂委員 ないね。そういう中で、委員会に委員会の発意でね、参考人を呼ぶっていうことを、もし言われてるんであったとすれば、全く必要ないな。

○柴田博委員 必要ないかどうかは個人の判断だから、そういうことができるならやってほしいというお願いをしたってことだから。

○委員長 それで、きょう協議してもらってやるで。

○青柳充茂委員 そうではなかったと思うけど、そういう考えがあるってこと。

○塩原政治委員 1つ聞かせてもらうけど、こういう委員会を開くのに委員長の独断でできるわけ。

○柴田博委員 招集するのは委員長だもの。

○塩原政治委員 もしそれがないとすれば、この今の会自体が無効だっていうことじゃない。

○青柳充茂委員 そうそう、そういうことですよ。今、関連してね、だから私だったらさっきちょっと言わなかったけれど、書面でちゃんと提出者と賛成者を集めて、2人でいいですから、それで委員長にこれこれこういうことについて委員会を開催してほしいっていう要請を出さなきゃ、こういう文書で。

○柴田博委員 事務局に聞きたいけど、そういう決まりはあります。

○委員長 ちょっとじゃあ事務局で。

○塩原政治委員 要するに委員長が単独で開催できるっていう話があればできる。

○柴田博委員 招集そのものは、委員長でしょ、だって。

○塩原政治委員 だって、文書も何にも出てないわけでしょ。

○柴田博委員 出てるじゃん。だってやりますよっていう紙も出てるじゃん。

○青柳充茂委員 開催要求の文書なんです。

○委員長 文書は、きょうやるってのは出てます。

○塩原政治委員 そうじゃなくて、きょうやるって前に、この件に関して誰かから出てきてるのかってこと。

○柴田博委員 だから、私が口頭でお願いしたって言ってるじゃない。

○塩原政治委員 単なる口頭でしょう。

○柴田博委員 そうですよ。だって、文書で出せて決まりがなきゃ、口頭だっていいでしょう。

○塩原政治委員 だから、それを、じゃ委員長が1人の独断でやったってこと。

○柴田博委員 そういうことね、委員長の判断でそういうふうに行ったってこと。

○塩原政治委員 それがいいかどうか調べてもらうよって。

○山口恵子委員 手続き的にどうかってことですか。

○青柳充茂委員 委員長としては文書で出してもらうのが。

○山口恵子委員 正式な。

○委員長 今、事務局でちょっと。

○議会事務局庶務係長 議会要覧の委員会の条例の中ではですね、招集の項目が第14条にありますけれども、委員会は委員長が招集すると。第2項として、委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して、招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならないというふうになっておりますが、書面でということは、ちょっとここには記載はないですね。

○青柳充茂委員 触れてないだけの話ですよ。だから、そういう要請が口頭であったときには、じゃあね、通知は文書で出すんだから、要請も文書にしてくださいって言うことは言っていないですよ、委員長は。それは覚えておいて。それで、賛成者もつけて出していただければ、なお結構というふうに。

○柴田博委員 今読んだのは、半分以上の委員から請求があれば、委員長は開かなきゃならないということであって。

○青柳充茂委員 それは、委員長の判断じゃなくて、開かなきゃいけないの。

○柴田博委員 だから、1人でも口頭でもそういう要請があれば、委員長の判断でできるということでしょう。

○青柳充茂委員 そうです。だから、それはルール違反じゃないけど、そういうふうに委員長が言っていないってこと。それを、だから文書でね、出してって。

○委員長 それは、今、終わっちゃった後の話。

○青柳充茂委員 だからそういうことをしないから、副委員長にも何の相談もなくやるようなことになっちゃうんじゃないの。

○委員長 そういうことではないけど。

○中原輝明委員 委員長、それはそれでいいでさ。あとは結論は、俺は招致する必要はないと、俺はそういうこと。

○青柳充茂委員 俺もそうです。

○柴田博委員 その理由を聞かせてください。

○青柳充茂委員 重大なミスしてるじゃない。

○柴田博委員 違う。それはだって、中身の問題とは別の問題じゃない。

○青柳充茂委員 だから、いいです。私もこれ、審査の必要がないくらいに思いますね。

○山口恵子委員 あと事務局、もう1点確認なんですけれど、陳情、請願が議会側に出された場合は、その提出者を参考人としてって言うことは認められてる、青柳委員、いいよね、さっきお話でしたけど。今回は、議案を出したのは行政側なので、行政側に対しての議案に対して参考人を審査する委員会と呼ぶことができるかどうかって言うことは、手続き的にはいいのか、悪いのかって言うことは。

○青柳充茂委員 参考人じゃないよ、議案の提出者だもんで、それは参考人じゃない。

○柴田博委員 行政に対してもね。行政に対してじゃないでしょ、今は。

○青柳充茂委員 行政には直接質問ができるんですから、この委員会は。

○山口恵子委員 今回は行政じゃなくて、報酬委員会の審議会の方を議案に対しての参考人として呼び出すことができるかどうかということが、議会運営の中で取り決められてるかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

○青柳充茂委員 それでは、ちょっと調べてもらってるうちにいいですか。審議会の性質、そのルールね、特別職の審議会っていうのは市長が諮問するところです。審議会の役割っていうのは、答申したら終わりなんですよ、その件に関しては、そのテーマに関しては。それを市長が、自分たちの答申と違った議案をつくって提案したからといって、審議会は何にもすることはできません。だって、それをどうしても何か言いたいためにね、議会を使うとかっていうのは全然筋が違います。そんなルールはない。

○山口恵子委員 青柳委員の言っていることはよく理解できますが、柴田委員が言ったのは使うんじゃないで、自分たちが審査する上で、その審査についての御意見を聞いて、それを参考にして結論を出したいっていうことで柴田委員は言っていると思うんで、青柳委員が言っているのはちょっと視点が違うと思うんですけど。

○青柳充茂委員 それは、今までのルールでは、柴田委員が直接よく取材をされるなりして、それで、私は直接いろんな市民の声も聞いたし、中には審議会の会長までやられてた方がいると。その人の声も聞いて、その人の声はこうであるということを委員会の中で議論で言ってくれればいいんです。参考人というのはそんなものじゃない。だからもしそうなら陳情とか請願を出してほしかったですね。

○柴田博委員 参考人ってどういうものですか、じゃあ。

○青柳充茂委員 だから、そういうところへは呼べるから、こんなことやらなくても。

○柴田博委員 違う、違う。だから、今、青柳委員が言った参考人というのはこんなものじゃないというのは、参考人というのはどういうものですか、それは。

○青柳充茂委員 違う、違う、参考人でそんなものじゃないというのは、審議会の会長をやった人を参考人として議会へ呼ぶなんてことは全然筋違い。越権行為って言わないけど、全然筋が違う。

○柴田博委員 どうして。だって、諮問内容に対して検討を加えて、諮問の中身とはちょっと違った形で答申をしてるんで、その審議の中身についてどんな御意見があったのか、それを委員会として審議する際の参考にしたんで、その辺の事情をお聞かせ願いたいってことです。

○青柳充茂委員 それは、柴田委員がちゃんと調査して、議会で言ってくればよくわかる話です。

○森川雄三委員 今、1点としてはね、やっぱりデリケートな問題なんですよ、これはね。議員提案も2つも出てるわけだ、今回ね、議案として。これをそれぞれの議員が判断をする問題であって、提案者についていうか、参考人まで呼んでやる必要があるかないかっていう判断をここで下すだけだもんで。

○柴田博委員 そうですね。

○森川雄三委員 だから、これはそれを粛々と判断をすりゃいいだけだと、俺は思うよ、それ以上何も。何でそれが必要なの、いいの、悪いのということじゃない。これはもう委員会として参考人を呼ぶか呼ばないか、これを採決とってもらえりゃ、俺はいいと思います。

○中原輝明委員 それは最初っからの話じゃん、それは。

○委員長 そのために、きょうやった。

○森川雄三委員 だからそれでいい、それをとってもらえれば、ほかはないんだから。

○委員長 ほかになければ採決とりますが、ほかには、よろしいですか。

○中原輝明委員 確たる意見として聞いてさ、それで採決すりゃ終わりだ。

○委員長 いいですかね、それじゃあ。それでは、これはどっちからあれすりゃいいだい。参考人として呼ぶことについて、賛成の委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

〔「挙手少数」〕

○委員長 じゃあ、少数で、呼ばないということに決しました。

(2) その他

○委員長 そのほか、ありますか。

○議会議務局庶務係長 皆さんお集まりですので、委員会終了後の懇親会の件について御連絡をさせていただきたいと思いますが。確認なんですけれども、今回小坂田公園のレストランの茜里で行わせていただくようになります。バスが5時40分に正面玄関のほうに来ますので、それに乗って皆さんでバスで移動していただくような形になりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 それじゃ、これで終了いたします。

午後0時30分 閉会

平成26年12月8日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印